

長期無災害記録証の交付について

- ・ 当部では、鉱業権者及び鉱山労働者の保安意識の高揚を図り、自主保安への取組をより推進することを目的として、長期にわたり無災害を達成した鉱山に対し、長期無災害記録証を交付しています。
- ・ 平成22年7月に交付基準を作成し御案内して以来、現在までに次のとおり申請をいただき記録証の交付を行いました。

平成22年度	空知新炭鉱	150万時間	令和3年度	空知新炭鉱	300万時間
	北菱美唄炭鉱	100万時間	令和6年度	新士別鉱山	100万時間
	北見石灰鉱山	50万時間		北菱美唄炭鉱	200万時間
	東鹿越鉱山	50万時間			
平成25年度	空知新炭鉱	200万時間			
令和2年度	峯朗鉱山	300万時間			

長期無災害記録証の交付について

- 申請の対象となる無災害実稼働時間の基準は次のとおりです。
100人以上の鉱山労働者を使用する鉱山 100万時間の整数倍単位
100人未満の鉱山労働者を使用する鉱山 50万時間の整数倍単位
- 貴鉱山の保安意識の高揚、自主保安への取組みの促進の一助として御活用ください。

長期無災害記録証の交付について

平成22-07-12北産保第1号
平成22年7月26日

長期無災害記録証交付基準（内規）

北海道産業保安監督部長

長期間無災害である北海道産業保安監督部管内の鉱山に対して、鉱業権者及び鉱山労働者の保安意識の高揚を図り、自主保安への取組みをより促進することを目的に、長期無災害記録証を交付することとし、その基準を次のとおり定める。

1. 交付対象について

長期無災害記録証（以下「記録証」という。）の交付については、後記2に規定する無災害実稼働時間の基準に達した鉱山を対象とし、鉱業権者又は鉱業代理人からの申請により行うものとする。

2. 無災害実稼働時間について

記録証に記載する無災害実稼働時間の基準は、鉱山の規模により次のとおりとする。

(1) 100人以上の鉱山労働者を使用する鉱山については、100万時間の整数倍

(2) 100人未満の鉱山労働者を使用する鉱山については、50万時間の整数倍

なお、「災害」とは、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第46条第2項に定める「災害の発生及び罹災の状況」に係わる報告（以下「災害月報」という。）で損失日数を計上したものをいい、「無災害実稼働時間」とは、直近の災害が発生した日の翌日から起算した各鉱山労働者の延べ稼働時間の総和をいう。

3. 申請について

長期無災害記録証交付申請に当たっては、様式1のとおりとする。

4. 審査について

申請内容の審査に当たっては、災害月報によるものとする。

なお、災害月報に記載すべき事由であって、罹災者を伴わない災害若しくは事故が発生した場合又は災害が発生した場合は、発生してから1年間は記録証の交付を行わないこととする。

5. 交付について

記録証の交付は、郵送又は産業保安監督部長の手交により行う。また、記録証は様式2により行うこととする。

様式1

長期無災害記録証交付申請書

ふりがな 鉱山名	
ふりがな 鉱業権者名	
ふりがな 鉱業代理人名	
達成稼働延 時間数	万時間
達成期間	自 年 月 日 年 月 日間 至 年 月 日
前回の交付	1. 交付の時期 年 月 2. 交付の内容 稼働延 万時間達成
起算となる 災害の状況	1. 災害発生年月日 年 月 日 2. 災害の種類 3. り災者数 人 (死亡 重傷 軽傷)

年 月 日

北海道産業保安監督部長 殿

鉱業権者又は鉱業代理人名

(参考)

無災害記録集計表

集計表1		鉱山名
年	年間稼働延時間（時間）	年間稼働延時間累計（時間）

集計表2 年				
月	月末鉱山労働者 (人)	稼働延人員 (人)	稼働延時間 (時間)	稼働延時間累計 (時間)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

集計表2は、1年毎作成

ホームページ掲載先URL

https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/kozan_hoan/about/no_accident.html